

「北陸障がい者就農促進ネットワーク」運営に係る規約

平成 25 年 11 月 15 日
一部改正 平成 27 年 10 月 1 日
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日
一部改正 平成 30 年 1 月 1 日
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日

1 目的

「北陸障がい者就農促進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)は、ネットワークのメンバーが相互に情報共有等を行うことにより、障がい者就農の取組を促進することを目的とする。

2 活動

ネットワークは、1に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 障がい者就農に関する情報及び提供
- (2) メンバー相互間の連携・交流
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

なお、ネットワークの活動を通じて得た情報については、それぞれのメンバーの責任において管理することとする。

3 メンバー

ネットワークは、原則として北陸地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）において1の目的に沿って活動する個人又は団体、行政機関等とする。

4 入会及び脱会

ネットワークへの入会は事務局に申し出て、登録を受けるものとする。脱会も同様とする。

5 会費

会費は徴収しない。

6 事務局

ネットワークの事務は、北陸農政局農村振興部都市農村交流課において行う。

7 雑則

この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、メンバーで協議し定めるものとする。

附則

この規約は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。